

近世初期肥後国衆一揆の構造：天正十五年検知反対一揆

森山，恒雄
九州大学九州文化史研究所

<https://doi.org/10.15017/7174436>

出版情報：九州文化史研究所紀要. 7, pp.57-83, 1959-11-05. Kyushu Bunkashi Kenkyusho, Kyushu University
バージョン：
権利関係：

近世初期肥後国衆一揆の構造

——天正十五年検地反対一揆——

森 山 恒 雄

(一) は し が き

近世初頭、秀吉政権成立と期を同じくして、各地方で生じた一揆は、多くは検地反対一揆、近世大名領統一策への反対の形をもって発生したよう⁽¹⁾で、畿内地域のそれとは現象的に区別される特徴が見られる。例えば、東北の大崎・葛西の検地反対一揆、四国土佐の一揆、九州肥後の一揆等がそれに当る。

いまここでは、九州のみに問題を限定すると、当時の情勢は、戦国大名大友・島津・龍造寺の三者が、各々農村に蟠居する地侍層を中核とし、大名領主権拡張を目指して覇を競っていた。かような三者鼎立の形勢に対し、秀吉は、彼等を分国大名領形成の中に包含すること、即ち「上から」の統一把握をもって、統一政権確立への道を前進させていった。しかし、このような開展が、スムーズに進展しえなかったことはいうまでもなく、安藤・原田氏⁽²⁾の天正検地帳研究で指摘されたように、在地構造に対し、妥協主義政策をとらねばならぬ迂余曲折があった。

就中、対近世大名領形成のトレーガーとなったのは、前述した三人の戦国大名ではなく、農村に蟠居し、戦国大名の権力基盤の中核的存在となっていた国衆であった。彼等は、なしくずしの「上から」の封建権力に対し、戦国大名の無抵抗及び大名相互の相剋の間隙をぬって、彼等自体の活路打

開のために、主体性を發揮せねばならぬ段階に至った。それが最後のあがき、即ち九州平定直後に頻発した国衆の動揺という形にて顕現したのである。例えば、筑前における国衆の動揺・豊後中通一揆・天草一揆・薩摩梅北一揆・肥後国一揆等は、その一連の現象であり、単なる一時的現象ではなく、戦国内乱期より蓄積されて来たエネルギーの突破口として、そして近世大名領展開への分岐点としての一揆であったと解される。

かかる一揆のモデルケースとして、筆者は研究の便宜上、天正十五年に発生した肥後国一揆を取りあげたのである。

この肥後国一揆は、前述のように、通常検地反対の一揆であるといわれているもので、全九州及び関西以西の旧戦国大名・国衆の注目のうちに展開された一揆である。特に九州は、周知のように、外国遠征への拠点とするために「五畿内同前」⁽³⁾の関心を寄せていた地であったわけで、それだけに、この一揆に対する秀吉の態度には、異常なものがあつた。管見の範囲内で秀吉の動員した大名を列挙すると、四国の安国寺・中国の吉川・毛利・九州の小早川・鍋島・黒田・大友・相良・島津の各大名を動員したことから、そのスケールの大きさと、政権を賭しての一揆であつたことを物語るのであろう。秀吉より小早川氏宛ての一揆顛末直書⁽⁴⁾によると、

十二月十七日書状昨日四日至大坂到来加披見候、

一、有働大隅守隈部式部太輔事、子共召連走入城可相渡之由申付而、安国寺ニ人数相添差遣之由候、彼兩人事者一揆張本人候間、非可被助置儀候、城を請取候て御成敗候へハ披候様ニ可存候間、被成御赦免間敷、上意之由候て、城を返其城へ妻子一類共ニ進入かへり鹿間を結、一人も不洩様ニ可取眷候、逆徒等爲可被加御退治從旧冬被成御陣候、式万余此廿日ニ罷立候、

(一) 条略 阿蘇氏成敗事)

一、九州を堅被仰付候へハ、唐国迄思召儘ニ可被仰付との事候条、大坂之つのは内同前ニ被成御心得候間、各も其意可然候、寔去々年以來辛勞共痛入候也

(天正十六年)

正月五日

(花押)

小早川左衛門佐とのへ

と、この一揆に対し、秀吉自身、如何に統一政權上重要なものと考えているかを端的に披瀝しているのである。事実また、この一揆平定を契機として、全国的に、近世大名領国形成を大きく促進したことも否定できない。一揆鎮定後の処分策、成政処罰策、領内検地が、各々同十六年五月であったことと併考すると、同十六年七月、あの有名な刀狩が全国一斉に挙行された由因の一つも、この一揆に存したのではないかと考えられる。

以上のような重要な意義を有するこの一揆の構造分析をなすことは、秀吉政權の性格、⁽⁵⁾従って九州における近世封建制展開過程を理解するための一素材を提供すると思う。

しかるにこの一揆―その他多くの検地反対一揆等も同様であるが―に關しての研究は、全く無に等しい状態である。強いて取りあげるならば、中村吉治氏・安良城盛昭氏・鈴木良一氏が、⁽⁶⁾理論的に農民斗争の見地から速断されたようなわけである。またごく最近では、宮川満氏が「太閤検地論Ⅱ」⁽⁷⁾の中で「名主百姓による検地反対一揆」として速断され、具體的な構造論にまで論及されなかったようである。さらに、従来の研究の

多くは、検地帳分析のみより、この段階における在地構造を推論したように、⁽⁸⁾具体的な史実の提供に欠けている点もあった。この点、なお多くの研究余地を残していると考えられる。これらの点について素描を試みたいが、しかし一揆当事者側の直接史料が現存しないために、間接的史料をもつて多くの考察をなさねばならぬ制約があることは、論旨の不明を倍加するだろうと思う。この点、一応さきのことわりをしておく。

註

(1)畿内先進地周辺の一揆が、天正十年の甲斐国農民一揆を終末とし、それと軌を一にして近江の検地が始まったに對して、後進地帯は、概ね天正十五年を初発とする。また検地も同様にこの期よりなされている。

(2)安藤精一氏「近世初期九州の農村構造」(『農村構造の史的分析』所収)

(3)大友史料第二輯四八〇号

(4)大日本古文书家わけ小早川文書四九一号

(5)太閤政權は、現象的には諸大名の征服として表象されながら、本質的には結果連合によつて成立している政權であつたことを思い合はすと、これに對抗する斗争主体の本質とその存在形態を明瞭にすることによつて、この段階における全国的な権力集中への必然的過程と、その理由の一端を究明する緒口ともなりうるであろう。

(6)中村吉治氏「中世の農民一揆」鈴木良一氏「純粹封建制成立期に於ける農民斗争」豊臣秀吉「安良城盛昭氏」太閤検地の歴史的意義(『歴史学研究』一九九号)

(7)宮川満氏「太閤検地論Ⅱ」

(8)安藤氏前掲論文、宮川満氏前掲論文中の肥後検地帳分析、その他原田敏丸氏、杉本尚雄氏論文等である。

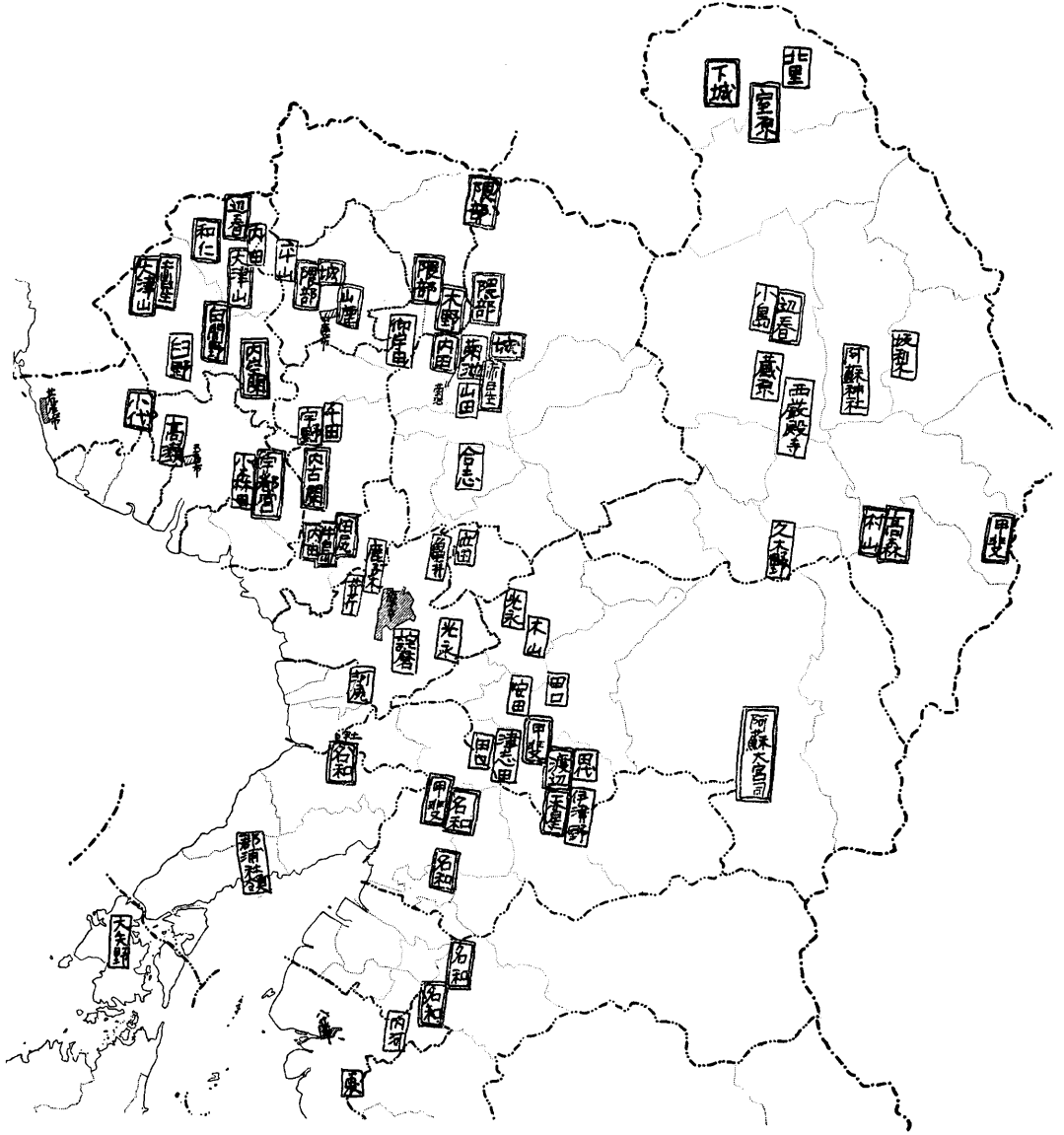
(二) 国衆の領主化と在地構造

先ず一揆の母胎となつた国衆とは、甫庵太閤記に記された「佐々肥後国受領之時五ヶ条之制書」⁽¹⁾には、五十二人の国人を指摘している。また、一揆平定後九州の諸大名に宛てた「陸奥守前後悪逆之事」⁽²⁾の文中にも、国

戦国豪族分布図

(「熊本県の正史」による)

□-----豪族
◻-----一揆に参加したとされる豪族
(筆者作製)



人は、隈本城主・宇土城主・小代城主・山鹿城主を指していることから、秀吉の指摘した五十二人の国人とは、おのおのの城主、例えば隈本城主||城氏、宇土城主||名和氏、小代城主||小代氏、山鹿城主||隈部氏等を意味していることになる。いま当時における城数は不明であるが、菊池伝記に記された永正年間には、五十四人の城主を見出す。この数と前述した五十二人の国人衆と、ほぼ数的一致を見るので、城主||国人と見做される。⁽⁴⁾この点、畿内周辺地における国人が、強豪な有力名主層で、在地小領主的性格を有していたに對し、肥後の国人は、そのスケールの遙かに大なる一城主格であり、大名に比定される程の大きな所領を有する階層である。

さて、この一揆は、小代氏を除く肥後国人全部によって惹起されたと「菊池佐々伝記」は伝えている。その中、主謀者格として分国大名佐々成政に攻撃を加えたメンパーは、後述するが、小早川・立花氏(6)に宛てた秀吉書簡より摘出すると、主として北部地帯の国衆で、隈部氏を中核とする者、及び阿蘇氏とその家臣団である。北部地帯の国衆は、旧守護大名菊池氏の老臣、或いはその輩下として守護領国制の統治を委託され、その権力基盤であった国衆である。一方阿蘇氏は、⁽⁷⁾周知のように数千町歩に互る所領を有し、菊池氏亡き跡を守護大名的位置として在地に臨んでいたのであり、そしてその輩下に統率されていた阿蘇山麓地帯の国衆である。彼等の所領規模については、その全貌を明瞭にしえないが、判明するものを列挙すると、隈府城主隈部氏は千町前後、田中城主和仁氏は二百町前後、大津山氏三百廿町、城氏千町前後といわれている。⁽⁸⁾この数字より、所領の大規模性と山間地帯に位置する自然的条件に支配され、領主的存在として強固な在地支配を行っていたといえる。

就中、隈部氏は、菊池氏の老臣であったにも拘らず、永正二年には、守

護菊池氏廢嫡問題に赤星・城・山田・内空閑氏等八四名の国人の先頭をきって阿蘇氏を推戴し、更に永正八年には、阿蘇氏より迎えた守護を廢籍するというように、常に国人衆を左右する存在であった。この行動は、守護菊池氏の勢力弱化に従って、守護権力下の域を脱し、八十四名の一揆契諾をもって、守護勢力にとつてかわり、彼自身守護大名的立場への止揚を試みんがために、当時実質的権力者たる阿蘇氏を迎えて、政治軍事上における主導的地位の支柱たらんとした動きであった。

いまこれらの戦国期における動きと、在地の構造について説明を加えねばならぬが、ここでは天正初期のみの動きについて、ごく簡単に特徴のみ説明を加えておく。

その例として、隈本城主城氏(10)を取りあげて見る。

城氏は、菊池氏の庶流であるが、菊池氏衰微のあと、隈部氏と共に漸次頭角をあらわし、先述した菊池氏廢嫡にも連署した筆頭の国衆である。氏の所領は、約千町歩前後といわれているが——天正六年頃「龍造寺御家中着到写」には三千丁とある——天正初期には大友氏幕下であったが、天正六年には島津氏幕下となり、肥後における戦国大名統治策の拠点となった氏である。⁽¹¹⁾氏の家臣団構成を示す史料を有しないために、その構造を知ることにはできないが、残存する文書より領主化的傾向をさぐってみたい。在地農村への把握が、如何なる形態と階層を前途とする封建的ヒエラルヒーであったかの一例に、山上三名衆に對する關係をとりあげてみる。

山上三名字は「山上衆」と呼ばれ、内田・田尻・牛嶋氏の三家が結合した衆である。これ等三氏が衆として結合した時期は不明であるが、大多尾・東門寺・出羽・嶽・河内・野出・平山・面木・小天の九ヶ地に互る所領を有した開發名主であったことは、当地に現存する村の鎮守神、例え

ば東門寺村天神宮は内田氏の祖先神といわれることからも察せられる。⁽¹³⁾ しかもこれらの地は、現今もなお山畠地が大部分を占める様な低生産地帯である。多分、この衆の結合した因も多くの衆結合の場合と同様に、開発領主権防衛のために、相互が地域的に連帯した「衆」結合体であると考えられる。

因に、天文・元龜年間と推定される大友義鎮宛行の「山上衆無足衆知行目録」⁽¹⁴⁾から、「衆」の構成形態を窺うために一覽表を作成する。

給知と有足無足衆關係表

姓	給知面積	有足數(B)	無足數(C)	有足無足比率表	
	(A)			C	B
田尻	一一九反	一二	一八一・五	〇・四八	二五五
内田	四八六	一九	〇〇	〇・四八	二五五
牛嶋	二三五	一四	四〇・二八	〇・四八	二五五
加米	六七	二	八四	一三	六・七
緒方	六五	二	五二・五	四・二五	九・三
上妻	〇	〇	三	四・二五	〇
佐藤	〇	〇	一	四・二五	〇
計	九七二反	五〇 一人に付 一九反四七	三八 一人に付 二五反六	一一・四反	一一・四反

右表より山上衆は、開発名主と目される田尻・内田・牛嶋氏を始めとし、その他に加来・緒方・佐藤・上妻の七氏より構成されている「衆」である。その内、有足數五十人無足數三十八人計八十八人全所領九十七町二反を占めている。まず問題となる点は、有足・無足の區別についてである。この問題に関しては、既に秀村・遠藤・永島氏の公事役屋負担をめぐる問題としての説があるのは周知の点である。しかし、ここでは史料の不足か

ら、公事負担の如何が全く判明しないが、その區別が給恩地所有の有無によって區別されていたことは明瞭である。前掲の表からも判明するように、有足・無足の比率は、田尻・内田・牛嶋氏に有足數が圧倒的數を占め、逆に無足は少く、その比率は〇・四五である。これに対して、無足人は、その他四氏に多く、その比率は四・二五を示している。中には、上妻・佐藤氏は有足人はなく、無足人のみである。また全所領中に占める田尻・内田・牛嶋三氏の所領が、九七二反中約八六%を占める程である。

かかる点より考えると、三氏の経済的優位性は勿論であると共に、三氏外の氏が、有足衆に容易に転化しえない状況を示唆するものである。更に、無足人の發生が「大友興廢記」や、大友氏の無足人の場合を参照すると、軍役奉仕を主目的に仕立てられた階層であったようで、この点三氏外の氏が、無足人を多く有することは、彼等の旧来の社会的地位の低劣さを物語る一素材である。

即ち、「有足人」被官を多く有する三氏が、政治的社会的にも主導的地位にあって、戦国争乱の情勢に対置していたといえる。

そこで、この三氏を中心として考察をすすめると、三氏の間には、血縁的關係は認められないが、しかしその結合は、分家分出しても、なお「三名字一族」⁽¹⁵⁾の名称を使用して、血縁的紐帶意識を近世期にまで持ち込んでいる点から、近世期の「むら」よりは、強固な衆結合体であったといえる。⁽¹⁶⁾ (ここでは衆の性格規定はしないで、その構成のみ指摘するにとどめた。詳細は別稿予定)

しかも、この三氏は、各自「密合中」⁽¹⁷⁾を構成し、それを母胎とする結合形態をとっていたのである。

かような構成をもつ衆が、天正七年城氏の幕下となるや、前述のような

形態を容納して、単一の「寄合中」として、城氏と関係せざるをえない立場へと変ったのである。就中、牛嶋・田尻氏の如きは、城⁽¹⁹⁾姓を附与されて、賜姓的關係——城氏専属的家臣団という形に転化され、衆の羈絆から逸脱したことは注目される在地構造の変貌といえる。それにつれ、寄合中の内部も大きく変貌して行くことは当然である。この点を論ずる前に、牛嶋同族団の内部構造について一言ふれておく。

牛嶋寄合中の構造は、前述の「山上衆無足衆知行目録」に依拠すると、左図のようになる。

牛嶋寄合衆知行地所在面積表

氏名	面積	ヶ所数	ヶ所均一平
牛嶋神左衛門尉	2反	1	2反
小三郎	13	1	13
舎人允	4	2	2
右京亮	10	1	10
七郎兵衛	13	1	13
美濃守	2	1	2
兵部丞	5	1	5
八郎次郎	100	1	100
右衛門尉			
三郎左衛門尉			
十郎左衛門尉	50	1	50
彦五郎			
次郎左衛門尉	235反	10	23.5
下野守			
計	235反	10	23.5
平均	16反 ⁵		

牛嶋氏は、有足数十四人無足数四人総所領二三町五反から成立している。この十四人の所領を集計したのが右表であるが、ここで特に注目されるのは、面積規模が二反より十町の広範囲に亘っており、二反より一町三反までは、全て個人別に対して、五町十町は三名四名の連記名による共同的耕作形態をとっている。連記名による共同的耕作形態については、阿蘇

社領内に見ることが出来る。或いは、山上衆員たる内田氏の場合、所在地と面積が全く同一である形態を三例を見出すが、それらを系図と符合させて見るに、同一の均分相続形態といえる。⁽²¹⁾これらの点から、この共同的耕作形態は、私的なものに細分化されて行く前段階、即ち均分相続或いは分家分出を未だ行っていない形態で、同族団による耕作形態と考える方がより妥当である。そのことから「牛嶋寄合中」は、基底的には同族団の性格の残滓が濃厚な——漸次、その性質の変化は認めうるが——「寄合中」であったといえる。

また、内田・田尻の各「寄合中」が、分家分出しても、先述のように「分系にて三名字一族」と族的紐帯觀念を維持していることよりみて、地域的条件を一にする牛嶋氏の場合にも、同様に適應することが出来るであろう。

しかも、この寄合中は、前二者の寄合中よりは更に強固であったようだ。例えば、戦国大名大友氏の南関城番小原宗惟⁽²²⁾よりの軍忠催促書状の宛書が、如來・緒方・田尻氏等は各個人宛に対して、牛嶋氏は「牛嶋寄合衆中御宿所」と寄合中宛になされていること等より、この寄合中は、強固な組織を有し、族的結合の規制下にあったことはほぼ明瞭である。更に、その寄合中の本家株的（本名主⁽²³⁾？）立場にあるのが、小原鑑元入道よりの書状⁽²⁴⁾及び加藤清正扶持方上書——この扶持方上書の性質は、兵農分離のため、地侍層が武士として格付けされた状態を示すもので、内田氏・田尻氏の有力メンバーが、名替七人扶持をうけている点から、牛嶋氏の場合も同様と考えられる。牛嶋氏は、三郎左衛門のみ一名うけている。——より、十町を四名の共同的耕作形態をとっている「三郎左衛門」である。彼は、「寄合中」の代表者として、寄親寄子同心制の媒介的役割を果していたの

である。

これらの諸点より速断するには、些か疑問の余地がないではないが、一応規定すると、「牛嶋寄合中」は、血縁的色彩の濃厚な同族団であり、宮川満氏の規定される族縁共同体、或いは、菊池武雄氏が規定される後進地型の惣に匹敵するものであろう。

そこで問題をもとに返して、かかる性格を有する「寄合中」が、城氏によって如何に変貌したかその様相を考察してみる。

五十町可預進候、為御存知候、恐々謹言

十月四日

城三郎左衛門殿²⁷⁾

親 賢

と、三郎左衛門が、単記名で五十町預ヶ進せられている。この点、前述した十町五名の共同的所有の段階から、預ヶ地の給恩的立場へと変遷をなしている。この預ヶ地の内容について詳細をえないが、「預ヶ進」の言葉よりして、旧来の本貫地が、無条件に本領安堵されたとは考えられず、城氏の封建領主権の下にあるという原則を前提に預けられたものであり——荘園制下における預作の場合と照合すると——むしろ管理者的性格に墮したのではないかと考えられる。更に別給地として、

池亀宮之内原口名

一所 一町五段

全所 古閑名

一所 一町三段

全所 辻名

一所 一町三段

一所 三町

天正七年九月廿八日

親 賢

城三郎左衛門殿²⁸⁾

と、原口・古閑・辻名他二ヶ所九町が宛行われている。右の史料よりも明瞭になるように、旧来の一円の支配に対して、散在的支配形態へと変化している様相が見出される。また内田氏に対しては、

伊倉之内

一所 命丸四町

内たい寺之内

一所 上五町

天正七年九月廿八日

城刑部少輔殿

親 賢

円台寺居屋敷分七段二丈之事、永々不可有別儀候、為御存知候、恐々謹言

天正八年四月一日

城刑部少輔殿²⁹⁾

親 賢

右二史料は、同じく城親賢より内田頼通への宛行である。頼通は、父頼豊代から「山の上分系」で、東門寺一帯の開墾権を掌握していた。大友義鎮よりの知行宛行では「内田寄合覚悟之地」の一部に、清水二町五反を給付されていた「内田寄合中」の主要構成メンバーであった。これに対し

城氏は、頼通個人を対象に新給知五町と菊池氏幕下時代からの先祖相伝地円台寺分を安堵すると共に、牛嶋氏同様、個人的に賜姓関係に擬似系譜的主従関係を設定して領主権の強化を図った。天正十年には嗣子城久基も同様に、南方卅八町の内三町と他に散在的な二次名を三町宛行っている。³⁰⁾

これらの動きは城氏が、積極的に給人の知行地を移動させるだけの力と、封建的土地所有権の一円の掌握の企図を示すものであり、多くの戦国大名——大友氏が卓近な例であるが——が有力名主層の所職を是認し、経済力の基盤としたとは異り、有力名主層を個々に自己の給人として被

官化し、旧来の特権——「寄合中」に占める本名的特権と、それに連なる紐帯を、一円的知行制に編成すること、即ち「領」を形成し軍事的ヒエラルヒーを構成しつつある城氏の領主化を認めることができる。

一方、かかる国衆の「上から」の封建的軍事体制の確立化は、旧来惣的結合に緊縛されていた百姓層が、漸次同族団の羈絆から逸脱する素地を提供し、「野心人」「地下衆」³²⁾として、「寄合中」に攻撃を加える萌芽があらわれてきた。このことは逆に「寄合中」の指導者が、同族団に占める絶対的優位性を保持するために、その特権を是認する国衆に、より求心的ならしめる因を提供した。ここに国衆は、自己の「上から」の統一化と相提携して、よりスムーズに地域的封建領主化の道を進むことが可能になったといえる。

更にかかる国衆の動きを、戦国大名との関係について、国衆一揆の張本人たる隈部氏に例をとると、前述の動きは明瞭になるであろう。

隈部氏は、菊池氏の老臣であったが、菊池氏滅亡後は大友氏幕下となり、肥後国衆の主導権をにぎっていた氏であった。氏の本貫地は山鹿城であったが、その後菊池氏本拠城であった隈府城を手中にし、肥後における守護的地位を確立するために、永祿二年赤星氏と覇を競った。その時、大友氏麾下より離れて龍造寺氏に与したが、その由縁も隈府城主——守護大名の位置に預らうとする年来の希望によるものであった。この争いを契機として、勢力は山鹿・山本・菊池の三郡の広大な地域に及んだようであり、龍造寺隆信公御家中着到写」によると、天正五年頃千九百町歩の所領を有したことになるが、その真疑の程は別としても、広大な範囲に及んだことは間違いない。しかし島津氏の肥後攻略と共に、天正十二年その幕下となったが、この時の条件に、島津氏は、山鹿・山本・菊池の三郡に及ぶ

所領を取りあげ、山鹿郡のみ宛行い、旧来の本領に復帰させようとした。

これに対し隈部氏は、隈府城附近千町歩の宛行を數願したが却下され、そのために事実上隈府城主を狙った年来の希望は一応絶たれたのである。その報復手段に、質人の提出を拒否したのであるが、しかし、一方龍造寺氏には八人の質人をも出して、なお被保護の関係を続行している状態である。かように、島津氏に対して表面的な一味同心の形をとりながら、一方においては「野心之儀顯然候」³⁶⁾の態度であり、龍造寺に対しては神文を送附し「尽未来際無異心」³⁷⁾ことを誓っている状態である。

そもそも、かかる態度をとった因は、隈府城——守護大名的存在をめぐり約二千町歩の所領にあり、それを是認する大名に同心するという点にあった。即ち隈部氏は、永正期に彼独自で権力体系を作り出しえず、連合して自分達の勢力を維持していった相互連合的体制から脱皮し、戦国大名勢力目的に被官化して、彼の年来の目的を前進させて行つたわけである。この点、如何に旧領を墨守し、地域的大名領国制確立を目指していたかを物語るものである。また同様に他の国衆、城・小代・赤星氏等においても、戦国大名との関係は、非常に不安定な関係にあったことが多くの史料³⁸⁾より窺えるのである。

かかる浮動的関係を端的に示したのが、秀吉九州平定時における動向である。彼等は、九州平定時に戦国大名と生死を共にし、戦国大名領を支持して行く方向ではなくて、秀吉によって、更に旧来の権力体制が止揚され地域的大名領国制確立への見透しがつけばつく程、例えば一揆棟梁人隈部氏が「陸奥守前後悪逆事」の文中に「国人隈部但馬頭、豊後と令一味、日来無如在者之儀」と見えるように、前述の戦国大名二者との関係を清算し更なる止揚發展の試みに大友氏と結合し、「日来無如在」の迎合的

態度を急遽装って豊臣政権に与し、自己の権力母胎たる「寄合中」をふま
えながら、本知に倍加する新知の可能性を基にし、自己の地域的領主権樹
立の目的に急転換したのはその最も良い例である。しかしかかる迎合性
は、国家自体の目的より派生したものであって、その基盤となる在地は、
「寄合中」が完全に分解しないままの段階にあった。そのため、そのよう
な跛行的形態のままに秀吉政権に包含されざるをえず、「寄合中」は農村
支配の末端機構に転化され、近世郷村制の中で始めて展開されて行く因子
を含んでいたのである。そこに、次に一揆体制に速急にスイッチされ、そ
の原動力となる必然性をひめていたといえる。

以上国家一揆の前提という意味で、国家の領主化への欲求と、在地構造
の特徴について素描したわけであるが、詳細は別稿を予定することにし
て、一応総括すると次の通りである。

先ず第一に、農村構造は、特に山間地帯に於ては、「衆」及び、寄合体制
がなお残存していたこと。そして、その各「寄合中」は、非常に血縁的色
彩の濃厚な性格をもち、一族同族団として強固な紐帯を有し、その主導者
格に本家層が、有力名主的地位、或いは本名主的存在として国家に結合し
ていたことである。

第二、国家が大名領主化の傾向を辿り、「寄合中」を漸次解体し、有力名主
層を被官化し、封建的ヒエラルヒーを形成しつつあった。そのため逆に、
豊臣政権に迎合的となり、なしくずしに解体を試みていた「寄合中」は、
彼等の旧領が安堵されることによって、未解体のままに秀吉政権に継承さ
れて行くはめとなったと考えられる。以上二点を念頭において、次に国家
一揆について考察を進めて行くことにする。

註

(1) 甫庵太閤記(岩波文庫本)二七四頁

この史料の信憑性については、後述する黒田文書、小早川文書より考えて真実
性を有している。

(2) 大友史料第二輯四二五号、小早川文書、立花文書

(3) 改定史籍集覽第三菊池伝記

(4) このような城主に國人の關係は大友史料中に多く見出される。

(5) 豊田氏「土一揆の基礎構造」石田善人氏「困一揆と一向一揆」(日本歴史講座

第三卷所収)

(6) 小早川文書、立花文書

(7) 阿蘇氏について杉本尚雄氏の多くの論稿がある。

(8) この数字は肥後国誌より摘出したものである。「熊本県の歴史」もこの数を参
用している。筆者はごく最近「龍造寺隆信公御家中着到写」を見る機会に恵ま
れたが、それによると、天正五年頃には、赤星掃部助三千丁、城越前守三千丁、
隈部式部大輔千九百丁、甲斐宗運千二百丁、阿蘇大宮司四千三百丁、伯耆左兵

衛尉千丁の数字を見出す。しかしいまだ史料の信憑性を吟味しているので確定
数字とはいえぬが参考までかかげておく。

(9) 大日本古文書阿蘇家文書ニ「永正二年肥後国諸侍連署起請文」

(10) 肥後国誌所収城氏系図

(11) 肥後文獻叢書三卷事蹟通考編年考徴

前述註(8)に記したように、天正五年天正八年にも龍造寺家臣となっている点よ
り、島津氏幕下が如何なる意味のものであるか再考せねばならぬ点であるが、
いまここでは事蹟考徴に一応従うことにする。

(12) 肥後文獻叢書卷四内田田尻牛嶋氏系図に従うと内田氏は、相良氏と同系にて藤
原長頼の弟宗頼に出自を有し、山鹿郡山井内田高橋を領したといわれ、その後
頼重の代から活龜莊大多尾に住したと伝えている。田尻氏は原田党で代々活龜
莊獄に住したと伝えている。牛嶋氏は紀伊国より寿永二年肥前国牛嶋莊牛嶋に
来て牛嶋と称し後河内に住したと伝えている。

(13) 肥後国誌もその点を伝えているし、外に野出・大多尾春日大明神を勧請し、田
尻氏は獄神社を勧請したと伝えているのは興味ある点である。

(14) 内田家文書

(15) 永島福太郎氏「公事家考」(史学雑誌六三) 遠藤進之助氏「近世農村社会史論」
秀村選三氏「無足人に關する一考察」(日本史研究九) 寺尾宏二氏「無足人の研
究」(経済史研究一六―四)

(16) (17) 内田家系圖(内田氏所藏)の附記には「十六代頼秀の子頼清は山の上分系に
て山上三名字」十八代頼房の孫四郎左衛門頼尚も又三名字一族にて同様東門寺
村へ居住」と記している。

(18) 内田家文書(東京大学史料編纂所影写本)

今年之慶詞珍重候、仍旧冬残党雖現形候則退散候、案中候、其勅至闕城被添御
心候之由祝着候、弥每事頼存候、必近日可罷下候条、其時申請御書各中辛勞之
段可申候、爰元無異儀候、可心安候、恐々謹言、

正月七日

宗 惟

田尻駿河守殿

同 左衛門殿

牛島三郎左衛門殿

内田和泉守殿

各中御宿所

(19) 右同様

(20) 牛島家文書(東京大学史料編纂所影写本)

杉本尚雄氏「中世阿蘇社領に關する二三の考察」(熊本大学教育学部紀要第四
号)

(21) この問題に關しては別稿を予定する。

山田舜氏「日本封建制の構造分析」の中で「中世名主」基本的階層の自己分裂
の基準は耕地の均等性即ち分割相続にある」と指摘され、遠藤氏、安藤氏も同
様な均分相続の例を指摘されている。

(22) 内田家文書

到河尻表殘党現形候、雖難有指儀候、毎々無実所困候条、各不可有油断之儀候、
万一敵於相動者、因城方事可被御心添候、各忠儀此時候、爰元も可有御発足
之御覚悟候、志□真光寺田次上総介方、到國中衆被差遣候、我等事急度可罷下
之覚悟候、紀伊山城守可申談候、頼入致候、恐々謹言

十二月二十五日

宗 惟 判

加来丹波守殿

緒方刑部少輔殿
緒方民部少輔殿
加来伊豆守殿
加来彈正忠殿
加来治部少輔殿

田尻与左三郎殿
田尻木左二郎殿
牛島寄合衆中御宿所

(23) (18)の史料参照

(24) 内田家文書

覚

一馬一疋 一麦二升
一七人扶持宛

伊豆守事

田尻伊右衛門とのへ

上妻新右衛門とのへ

三浦事

内田三郎兵衛とのへ

市政太事

田尻弥太郎とのへ

織部事

内田九右衛門とのへ

内田衛門七とのへ

田尻宗右衛門とのへ

牛島三郎左衛門とのへ

式部事

田尻次郎左衛門とのへ

田尻又四郎とのへ

右衛門尉事

内田藤左衛門とのへ

右之者其名を御替成候間、心得可有候、御扶持方請取に遣候時ハ如斯名を申
候而取可申由被仰出候

(25) 宮川滿氏前掲論文

(26) 菊池武雄氏「戦国大名の権力構造」(歴史学研究一六六号)

(27) (28) 牛嶋家文書

(29) (30) 内田家文書

(31) 外山幹雄氏「九州に於ける大名領国の形成」(日本歴史一〇一号)

(32) 上井覚兼日記の中隨所に見られる

(33) 肥後文獻叢書卷三事蹟通考編年考徴

(34) 上井覚兼日記中天正十二年九月十四日の項

(35) 右同様天正十二年十二月二日の項

③⑥ 右同様天正十四年四月六日の項

③⑦ 大日本史料第十一之七五七七頁

③⑧ 大友史料上井覺兼日記、薩藩旧記雜録後編

なおこの時すでに阿蘇家臣団も同様に分裂して行く傾向がある。例えば、阿蘇玄典墨齋が「倅家之年寄共申候者前代より天子江申上義候た、し京方仕候て倅家を残し度由申候忠老申候ハ各申敷老候」と老臣層が離反しかけている。渡辺玄察は、この点日記に当時の情勢を懐古して「薩摩を背き何とそ天下の御手に成阿蘇の御幕下をはなれ御直きの御領知を致拜領願迄」と指摘していることは注目される。

(三) 秀吉の国衆対策

この一揆は、天正十五年島津氏を平定し、九州を掌中に入れ、その権力代行者として分国大名佐々成政を派遣した直後、天正十五年六月に起った一揆である。勿論、九州における近世大名領下の初発の国衆一揆である。

その範囲は、菊池伝記等は、国人全部に亘つたと記していることから、相当にスケールの大きなものであったことは窺える。その内、主導者となったものは、小早川氏に宛てた秀吉直書によると次の通りである。

去六日書状昨日廿六日於大坂加披見候

一 和仁刃春事、一人も不遁可刃首被仰出処、即時討果、彼等一類四人首差上候、

誠粉骨段感悦不淺候、殊其方精入付而一著儀、為向後尤之儀候事

一 於宇土忠節之族申越候通被聞召候、迫而被加御意候事

一 有働事者、今度一揆張本人儀候間、悉被被加誅罰候条、一人も不遁候様可申付候、然は肥後国人科之軽重其外知行方為御糺明人数二万余正月廿日可罷立旨早最前被仰出候、今次同事候、相越上使次第遂相談、有働可刃首候、但百姓として有働一類首をきり出候ニ付ては、百姓之儀は可被助置候敷、猶御上使に可被仰合候事

一 阿蘇事神主若輩候間、下々猥可有之旨被思召候、是又上使相談遂糺明、一揆張本人成敗候は、をのつから不有異儀候事

(以下三条略)

十二月廿七日 (朱印)

小早川左衛門佐とのへ

右史料にても判明するように、北部国衆、和仁・刃春・有働を主導力とし、その中核は隈部氏であった。有働氏は、隈部親安(山鹿城主)の老臣であり、刃春親行は、坂本城主で和仁氏と姻戚関係にあった。和仁親実は田中城主、大津山家稜は蕨ヶ嶽城主、内空閑氏は霜野城主で隈部親安の妹婿である。これに従うものに、赤星弥兵衛・菊池香右衛門・城九左衛門・詫磨兵庫・伯耆五郎兵衛・鹿子木太郎左衛門・五条新九郎があったと伝えられている。一方、隈部氏に呼応し、東部地帯国衆の棟梁となったのは阿蘇氏である。それに従う「下々輩」とは、阿蘇家の家老たる甲斐・高森・早川・田上・渡辺・下城・村山・男成の諸氏であった。かように、隈部氏と阿蘇氏の二大棟梁を主幹とし、肥後国衆によって惹起された一揆である。その直接的原因は、検地への反対と領内非法に対する一揆であることは、既に周知の通りである。この間の事情について甫庵太閤記は、

肥後は思之外大國なるよし兼て聞き及しが、げにさも有べきと佐々思ひつゝ、領知之目録を不知は、受領せし甲斐もなしとてさしだしを申付取るに、悉く田畠之員数を記し付さし出しけり(後略)

と記している。菊池佐々伝記は、この間の検地を生駒竿にて測量を行わせていることを伝えているし、現今残存する天正十七年の検地帳も、そのことを物語っている。また、秀吉より各大名に宛てた「陸奥守前後愚逆事」は、一揆の原因について次のように語っている。

一 御開陳之刻、国人くまもとの城主小代の城主かうへをゆるませられ堪忍分を被下城主女子供ニ大坂へ被召置、国にやまひのなき様被仰付、其外残国人儀人質

を被召置、妻子ハ陸奥守在之熊本ニ被仰付候処、隈部但馬豊後と令一味日来無如在者之儀候間、本知之事ハ不申、新知一倍被下者之所江、大坂へ一往之御届不申、陸奥守取懸ニ付而、隈部あたまをそり陸奥守所へ走入候処、其子式部大輔親につられ候とて山鹿の城へ引入、有之国人并一揆をおこし熊本へとりかけ候て、陸奥守及難儀候間、小早川龍造寺立花左近を始被仰付、くまもとへ通路城へ兵糧入させられ候へ共はか不行候て、毛利右馬頭被仰付、天正十六年正月中旬寒天時分如何雖被思召候人数被仰付、肥後一国平均罷成候事

(以下略)

閏五月十四日

(朱印)

豊後侍従とのへ

また小早川氏に宛てた直書には、⁽⁶⁾

去八日書状并安国寺番面之通、今月廿一日於京都加披見候、然者其方久留米へ相越、先之様子被聞合之由尤候、誠去年以来長々在陣其許可有付内、無幾程出陣之儀辛勞之段痛入候、先書如仰遣候、陸奥守肥後国侍ニ朱印之面知行等不相渡候敷、俄檢地申付百姓以下及迷惑候敷、企一揆之段陸奥守所行沙汰之限候、就其行等之儀、藤四郎安国寺かたへ申遣不可有由断候、森老岐守黒田勘解由罷立之由候間、是又逐相談可然候、龍造寺立花筑紫鍋島かたへも被成御朱印候、猶得其意可申聞候也

九月廿一日

(朱印)

小早川左衛門佐とのへ

と一揆の原因を、第一に国衆に対して朱印高の給地宛行不履行、第二に急抛領内檢地を行う非法のために、国衆百姓が迷惑を蒙ったことの二つの原因が、重層して惹起したと指摘している。このように、分国大名佐々氏の領国支配体制に対し、秀吉は、統一策を不遵行な非法であるとして、成政にその責を負荷している。

しかし、その責の一半は、秀吉政権が企図した封建制確立策そのものにひそんでいたことは自明の理であろう。そこで両氏の領国統一策、即

ち対国衆策より一揆の内因を考察してみる。

まず秀吉の政策から、対国衆策の巧妙性を二三窺うと、九州平定時における態度は、第一に国衆と戦国大名との関係を切断するために、本領安堵の釣り手で、自己の勢力下に包含し、そしてそれらを使啖して、農民層の把握を企図したことはいうまでもなからう。特に、後進地帯たる肥後に於ては、その現象は著しいものがあつた。例えば阿蘇氏の場合、玄典墨齋入道の記すとくによると、⁽⁷⁾

然らば、肥後国中へ京勢雲霞の如く打入候、愚老江淺野殿より以使承候ハ、薩州江関白機御下向候、九州皆々志たかひ候、阿蘇宮可致參陳候、いそき人数を差遣し馳走不申、然ハ神領前代の如く可被下候、御朱印御持せ候(後略)

と、本領安堵策をもつて九州平定を行った。

かくて、九州一円の支配権を掌中にした秀吉は、旧来の基本政策をそのまま近世大名領に持ち込んだが、その実行策のためには、非常な慎重な態度をもつて臨んだ。

黒田勘解由に宛てた直書は、その間の事情について、⁽⁸⁾

去月廿七日之書状今日十三於京都加披見候、肥後表之儀、入情切々注進遠路之処思召候、殊遣檢使小早川藤四郎龍造寺其外肥前筑後之人数相立之由尤候、隆景は久留米城ニ有之間、先手之者一左右次第可相越由被仰遣候条、其方両人事も隆景申次第無緩可相動候、先書被仰遣候、陸奥守天下背御下知、国侍共ニ御朱印之面知行不相渡付て、堪忍不成候故、構別心儀ニ候、領知方糺明之儀も先成次第申付、到来年致檢地、いかにも百姓をなづけ下々有付候様こと、度々被加御意候処、左も無之法度以下狼なる故一揆起候、彼是以無是非次第候、縦被仰付之旨申付、其上にて不慮出来候者、越度ニハ成間敷候処、条々背御下知付而如此候、人之上にてハ有之間敷候条、能々令心得、守御法度之旨万事申付可然候、肥後之儀は取分何之困々よりも被入御情、静謐に被仰付候、無幾程及錯乱、助勢を乞事沙汰之限ニ候、肥後国侍共今度対陸奥守別心之儀相尋可言上由、先書被仰出

候間、弥申聞申分於有之者、重而可申越候也

九月十三日

(朱印)

黒田勘解由とのへ

森 志岐守とのへ

と、肥後国衆の動きの複雑性を看取し、穩健な妥協主義政策、即ち平定時における方策を一貫している秀吉政権の一つの方向を見出すことができ。成政に宛てた五ヶ条の掟も、

定

一五十二人之國人如先規知行可相渡事

一三年檢地有まじき事

一百姓等不痛擽ニ肝要之事

一一擽をこらざるやうに可有遠慮事

一上方普請三年令免許之事

右之条々無相違可被守此旨也仍如件

天正十五年六月六日

朱 印

佐々蔵助殿

そこで、この制書に依拠して、太閤政権の具体的方策を考察すると、国人五十二人に給知の安堵が行われたことは、一応肥後国全国人に対して安堵されたと考えられる。また檢地であるが、前掲した黒田氏への直書にも「到来年致檢地」としていることより、三年間檢地不施行の原則に立脚していた点が判明する。更に同じく前掲した「陸奥守前後悪逆事」の中にも、隈本城主城氏・宇土城主名和氏・小代城主小代氏は、九州平定時に對抗的態度をとったが、一応安堵され、その上「堪忍分」を下して大坂に留置し、その他の国人もそれぞれ安堵されている。このように考察すると、秀吉の指摘した「何之国々よりも被入御情静謐被仰付」は、旧来の所領の安堵策、そのために檢地を行わない基本的政策であったようである。そ

の間の事情については、相良氏家老で、後に加藤清正の与力に付せられた深水三河入道への朱印状⁽¹⁰⁾がよく物語っている。

去月廿九日九ヶ条之趣、今日廿六於京都被加披見候、条々示越候段神妙思召候、

(前条略)

一國侍共無異儀被立置、知行等宛行、在々放火をも不被仰付候処、國侍百姓等陸奥守才判悪ニ付てハ、目安状を以成共御理申上候者、早速可被仰付候処、一旦不申上一擽起候事不相届儀候敷事、

(以下略)

九月廿六日

(秀吉朱印)

深水三河入道とのへ

と、旧勢力一掃のための城館等の焼失をも嚴禁している。かような旧勢力への妥協性は、在地の名主並びに百姓層に対しても同一の性格のものとして貫徹されていたのである。佐藤才次郎に宛てた朱印状⁽¹¹⁾は、

水俣・津奈木両所之儀、深水三河入道え被下候条、彼者折紙次第候、其城可相渡候、其儘百姓等刀弓鐵砲、本主へ悉念を入返可申候、猶木下半助可申候也

五月廿五日

(秀吉朱印)

佐藤才次郎殿

右史料の伝えるところによると、先進地帯における秀吉の政策、特に檢地が、重層的な農奴制段階における封建的搾取關係の否定、小農民層の解放を意味していたと説明されているが⁽¹²⁾、それは非常に大きな差を見せている秀吉政権の姿で、むしろ逆の方向にある国衆対策であるといえる。即ち秀吉は、漸次崩壊しつつある「惣」的結合を、旧来のままに持続するために、国衆に求心的であった有力名主層に対しても、また特権の持続を認知していることが看取される。征服した城のみならず、百姓・弓・刀・鎧・鉄砲の類に至るまで本主へ旧復していることは、前述した五十二人の国人対

策の一貫と考えられる。

右の如き基本的対策のよって来た因は、国衆の在地領主化の欲求¹¹⁾「下から」の要求と、秀吉の近世大名領形成¹²⁾「上から」の統一化の両者の要求がマッチしたことより派生した五十二人の国人安堵策であった。そのため、三年検地不施行を約束し、旧来の在地支配権の温存を認め、勢力の相対的弱さを仮定して、封建統一策を合理化しようとしたといえる。またこのことが、大名領国制形成へのスタートをスムーズにさせた因でもあった。

しかし問題は、かかる基本的政策が、現実の場に如何に展開されたかである。単に「如先規知行可相渡」といつていることが、好都合の歌い文句であったか、中世期の宛行状に見られる「永代不可相違候」と同一意味と解しても良いであろうか甚だ疑問である。いま現存する朱印状から、その点について二三例示し、考究していくことにする。

城氏の場合は、

於肥後国、汝本知内八百町令扶助訖、領知所附上中下相分、従成政目録別紙受取、全可知行也

天正十五年

朱 印

城十郎太郎とのへ

(13)

一城氏は前述したように、隈本城を中心として三名字衆中の牛島・田尻氏を封建家臣団化していた城主で、その所領は約一千町歩を領したといわれている。しかるに前掲史料によると、領知を上中下の三階等に区分して、本知のみ八百町宛行われたに過ぎない。本知¹³⁾本貫地であり、押領侵犯等の拡張せる所領は、認知されていない状況から、減知されたことは当然である。天正五年頃の「龍造寺家臣着到写」に依拠すれば、八百町は約四

分一の減知といえる。

次に小代氏の場合は、

於肥後国、汝本知之内二百町令扶助畢、領地所附上中下相分、従成政目録別紙請取全知行候也

天正十五年六月二日

(朱 印)

小代下総守とのへ

(14)

右史料のように、二百町歩本知宛行である。この給知面積は、天文二年の大友氏よりの宛行所領四二七町¹⁵⁾に比較すると、半分以下に減知されている。阿蘇氏の場合も、伝えるところによると三百町の宛行であり、永正文期に比較すると相当なる減知であるといえる。

以上の二者の例から全国衆に敷衍するには、やや史料不足の感があるが、一般的傾向は掴むことができる。

先ず第一に、旧領知の削減、第二に「汝本知之内」の附帯条件にての領知安堵である。この条件より、旧来の所領の安堵とは考えられず、本貫地のみ安堵策であり、戦国大名よりの給恩地及び押領侵犯地は、秀吉政権下に帰属吸収されたことを意味する。因に判明するものを列挙すると、隈部氏は千九百町から八百町に、大津山氏は三百廿町より五拾町に、辺春氏は七ヶ村より百二拾町¹⁶⁾と大幅に縮減されている状況を見出す。これらの点は、前述した秀吉の基本的政策¹⁷⁾「在地構造への全面的妥協性は、現実の給知政策とは、非常なギャップがあることが判明する。即ち甫庵太閤記が述べている「如先規知行可相渡」の知行は、本貫地のみ安堵策であるといえる。と共に、「如先規」の「先規」は、旧来の所領という意味ではなく、むしろ「朱印状」を先規という言葉であらわし、それに沿って、給知宛行を行えと厳命したと解した方がより妥当である。それは、小代氏

の朱印状の日附六月二日と甫庵太閤記の日附六月六日が、この間の顛末を裏付けるであろう。

安良城氏は、この点に関して「封建領主制の確立」⁽¹⁰⁾の中で、この「如先規」に關連して「施行の最初から断乎たる性格を有していたとは考えられず」として、旧領安堵であると解されているが、しかし以上の諸点によると、法令のみより理解された明瞭な誤認であり、本知のみの安堵と解せねばならぬであろう。

この点、筆者は、秀吉が国衆・土豪層の要求に答応する形をとりながらも、現実には、国衆の領有していた全所領を、自己の封建的支配下に吸収し、その後上からの恩給として本貫地のみを宛行つたと解するものであり、むしろ「如先規」の言葉の裏にひめられた、秀吉政権のパラドキシカルな政策と解した方がより妥当である。

更に注目される点は、秀吉自身は、所領何町を宛行うのみであつて、その後の配分は、分権大名に全く委託した形をとっている。かかる体制は、戦国大名の方策とは異質的であり、分権大名が封建君主化することへの防止策であると共に、国衆と相對峙せしめ、その動きを封じ込まうとする理想的体制といえる。

かく考察を進めてくると、「三年檢地有間敷」の言葉の中には、本知安堵の意味も含まれるが、それと共に黒田氏に宛てた前掲書状中に見える「静謐」、即ち在地勢力の相対的弱化を見透しての三年間という時間的経過を、副次的には意図していたのではないか。さすれば、「国侍共無異議」本知宛行は、封建領主権力下における枠付きの恩給政策であつて、現実社会への妥協策は、一つのヴェールを有するものであつたといえる。

一方、このような体制は、国衆の立場よりすれば、明瞭に契約不履行に

なり、前述のような恩結政策上に立脚する以上、かつて菊池氏の絶対支配下に位置付けられていたと同様である。長期に亘つて、そのような重圧的關係を切断せんがために、斗争を展開してきた過去の諸事実に照合して、秀吉政権下に従属することは、旧来の被官的形態の再現であると映じたのは勿論であろう。それ故に、年来の在地領主化の線を押し進めるためには、永正期に守護大名を廢籍したと同様な手段——揆契約の線をもって、あくまで前進して行かねばならなかつたのである。勿論、秀吉にとつては、国衆の領主化こそ、旧態依然の保守的な、そして一大障害であると受け取らねばならなかつたであろう。

かくて、相互の積極的な大名領国制展開への道は、相互を保守反動的性格のものとして位置付ける結果となつてしまつた。このことこそ一揆を惹起せしむる根本的原因になるもので、一觸即発的段階にまで發展している状態を認めることができる。

註

- (1) 大日本古文書家わけ小早川文書四八八号
- (2) この間の肥後国衆の動向については、肥後国誌・肥後文献叢書を参照されたし
- (3) 甫庵太閤記(岩波文庫本)二七五頁
- (4) 熊本県立図書館蔵天正十七年各村檢地帳
- (5) 大友史料第二輯四二五号
- (6) 小早川文書四九〇号
- (7) 後編薩藩旧記雜錄卷十二
- (8) 貝原益軒全集所収黒田家譜
日下寛編「豊公遺文」一五四頁
- (9) 甫庵太閤記二七四頁
- (10) 大日本古文書家わけ相良家文書六九八号
- (11) 水俣家文書(東京大学史料編纂所影写本)

(12) 宮川満氏「太閤検地をめぐる研究動向」(日本歴史一〇〇号)

(13) 城氏文書(肥後国誌所収城氏系図附記文書)

(14) 小代文書(東京大学史料編纂所影写本)

(15) 右同様

一 所 玉名三百五拾町

一 所 石貫式拾五町

一 所 河徳拾式町

一 所 河野之内

一 所 上長田式拾五町

一 所 下長田拾五町

此前領掌不可有相違之状如件

天文二十一月十日

義鑑

小代刑部少輔殿

(16) 肥後文獻叢書卷四渡辺玄察日記

(17) 肥後国誌所収大津山氏系図、辺春氏系図

その他伯耆頭孝五百町限部親永八百町和仁親実百五拾町であつたといわれている。

(18) 社会経済史学会編「封建領主制の確立」の安良城氏報告

(四) 分権大名佐々氏の国衆対策

次に、分権大名佐々成政の国人対策を考察する。

まず前述した朱印状の給知宛行が、在地に如何に展開されたか。

小代氏にその例をとってみる。

御知行事目録

一 六拾五町三反 田畠出来分共 上二部

一 参拾四町三反 田畠出来分共 内谷村

一 四拾六町四反 田畠出来分共 万田村

合百五拾町者

右之内五拾町者御朱印之知、百町者為新知被仰付候、追而紀明之印可為惣領也、仍如件

天正拾五年八月廿六日

小代下総守殿参 (1)

佐々与左衛門成政

右の宛行目録によつても判明するように、朱印高は二百町歩であるにも拘らず、成政は百五拾町を給与したにすぎない。しかも、その百五拾町全てが朱印状に依拠した給知宛行ではなくて、内五拾町のみが朱印地にすぎなかった。この数字を、天文二年四百七拾町と比較すると、約十分一にすぎない。この点如何に旧来の経済的基盤が、縮減をうけねばならなかったかを物語っているであろう。更に百五拾町内には、朱印地五拾町を除外した百町が、成政の私意による宛行形態をとっている。このことは、成政が恩給主的態度をもつ「新知」宛行を意味し、単なるに国衆への太閤政権代理者の立場でなく、それ以上のものにて、存在している様相ことを示している。

この点を更に明確にするために、給知の配置状況を考察すると、上二部・内田・万田村は、旧来の所領であるが、しかしその地域は三ヶ所に散在し、従来の一円支配の所領形体から、散在知行制への変転を指摘できる。

また中世末期における宛行状の記載形式であつた庄・名は、村を対象とする宛行へと変化している。この点の解釈について先学諸氏が、領主権力の在地把握形体の転化を意味すると説明されているが、いまこの説を援用すると、前掲の宛行目録の記載形式変化もまた、分国大名佐々氏が、小代氏旧領の在地構造を崩壊し、近世封建体制の系統化を企図したものであるといえる。前掲目録に記された地名を、天文期に遡及してみると、上二部六拾五町は、大友義鑑宛行状に「三池郡二部八拾町分」に相当するものと考えられる。この一例のみ見出しうるにすぎない。このこと

は、逆に旧領が、そのまま成政によって安堵されなかったことを如実に示すものであり、明瞭に在地構造に対する領主権の浸透と、国衆の基盤が歪曲化されている状態を認知することができる。

更に、宛行形態について二三追究してみよう。

加増分知行目録⁽⁵⁾

田方
一五拾参町三段三丈

玉名郡
井手村

畠方
一六町五反二丈

同所

田畠共
一拾町壹段者

玉名郡
下長田村之内

右追而紀明可為惣領者也

天正十五年十月

成政

小代下総守殿

右史料は、一揆時における加増宛行状である。小代氏は、一揆には不参加の立場をとったと菊池佐々伝記等は伝えているが、その信憑性は不明である。いまこの説を適正たとしても、前掲史料等より、如何に所領削減が大規模に行われたかが判明する。まして、参加の立場をとった国衆には、相当なる削減であったことは予測に難くない。右史料によると、前述した百五拾町に七拾町がプラスされ、総計二百二拾町となり、朱印高よりは二拾町の過分となった。しかし、その過分を旧領以上の安堵であると思ふことはできない。右にみえる「下長田村」は、白間荘にあって、天文二年大友義鑑宛行状に「上長田式拾五町下長田拾五町」とある分である。大体、小代氏の本領は野原両郷に主たる基盤が存したわけで、天文二年の宛行所領も、四百二拾七町内三百八拾町が本貫地に存していたことよりも窺えるように、白間荘二ヶ所は附屬的領地であった。しかるに、三百八拾

町中百五拾町のみ、本貫地領有を安堵したにすぎない。そして、旧領安堵的意味を有する加増目録でも、本貫地の加増ではなく、附屬地たる隣荘下長田村のみ拾五町中拾町を旧復したにすぎなかった。その上に、七拾町の加増は、朱印面積に近づくという意味の宛行ではなくて、あくまで「新知分」であり、本知の朱印面積とは、本質的に比較の対象にならないものである。勿論、散在給知形体と村が対象となっていることも、前の宛行状と同様である。

次に注目される記載形式は、前掲の宛行状にみえる点であるが、「田方」「田畠出来分共」「畠方」の三つの条件が附帯されている点である。かかる記載形式は、戦国期宛行状には全く見られない形式であって、前述した散在知行形態と一連の関係ある宛行形式であると考えられる。これと同様なケースに、山上三名字衆への宛行状がある。念のために掲示すると、

御知行方

一六拾壹町式反半者

玉名郡之内いくら内

此内拾町六反畠地

南方卅八町分

此外六貫式百五拾文

野畑代御蔵へ入

一拾四町四反者

玉名いくら内

此内式町六反畠地

南九町分

合七拾五町七反半者

右追而紀明可為惣並候、仍如件

天正十五年九月十七日

内田織部介殿

伊口飛彈守
覚心

右史料に見える合七拾五町は、成政が山上三名字衆中への一括宛行状中に「七拾五町ハ玉名郡之内伊倉南方」とあるが、それと同一と考えられる。いま、その史料を掲示すると、

知行方坪付

- 一七拾五町ハ 玉名郡之内
- 一七拾五町ハ 伊倉南方
- 一七拾五町ハ 玉名村
- 一七拾五町ハ 山本郡之内
- 一七拾五町ハ 岩野村
- 合百七拾町

右知行不可相違候、猶忠節者可相重候、追而紀明可為如惣並者也

天正十五年八月廿八日

山上三名字衆中

成 政

山上三名字衆は、(二)で説明したように、その本貫地を、活龜莊嶽・東門寺にすえている衆であったが、しかし、成政によって、玉名郡玉名村・伊倉南方・山本郡岩野村の三ヶ地に宛行われたにすぎず、しかも遠隔地の散在給知であった。そのうち、伊倉南方七拾五町が内田氏分であるが、その宛行状で注目される点は、小代氏宛行状にもあった「田畠」の区別が、宛行状の上でなされていることである。前掲史料中第一行目上段「六拾町町二反半」と下段「南方いくら卅八町分」との関係が明瞭でないが、検地による打出し分を想定してもよいであろう。それ故に、田畠の区別が明瞭化され、野畠年貢六貫余の蔵入が可能になつたのである。この蔵入分は、勿論藩への蔵入分である。とすると、七拾五町の田畠地に、領有権者として、給人内田氏と、藩直轄領の二者が、行財政的に錯綜して存在したと同一である。勿論この場合、分権大名の御蔵入分に支配権の優越性がある点よりすると、給人内田氏の支配権が、如何なるものであつたか想像に難くないであろう。それは佐々氏が、自らの勢力伸張過程を通じて、反抗的な局地的小領主層・村落支配層を給人として、自己の麾下に編入し、排他的な支配権を知行制に転換し、「寄合中」の有する所領を没収して直轄地^{||}蔵入地とし、自己の封建家臣団に分割給与する動向であつたといえる。さ

すれば、旧来の在地支配権は、単なる給知高のみの収取権的存在に墮し、「寄合中」の有した機能を喪失し、上からの支配単位としてのみ生命を維持せざるをえない結果となる。つまりは「物的結合の大なる後退といわねばならないであろう。

更に、この点をよく明示するものとして、知行高加増目録⁽⁹⁾を掲示すると、

知行高加増目録

田方	玉名郡伊倉之内
一五町二反	南方 ^合 丸
皇方	同所
一壹町二反四畝ハ	同所
田方	南方おのしり
一八町ハ	
皇方	同所
一六町三畝ハ	
田方	南方
一二町八反ハ	
皇方	同所
一八反二畝ハ	
合式拾四町壹反四畝	田畑共
并六貫式百五拾文貫銭	

右為加増分宛行候全知行不可有相違者也

天正十五年十月朔日

成 政 判

山上三名字衆中

この目録にて、前述した三条件が、ますます明瞭になる。全て給知が一筆毎に「田方」「皇方」と区別してあり、小代氏の加増目録にみえる「田畠出来分共ニ」という言葉を見出さない。かかる二三の点から考えると、分権大名の政策は、前に予測したように、検地を前提とした田畠別の給与体形を基本的原則として、在地に臨んでいたことを意味し、「田畠出来分共ニ」の一円的地下給与は、漸次淘汰されつつある宛行形態であつたと考えられる。かかる形体は、まさしく徳川政権において確立される田畠別の

擬制的知行形態の先駆的型と見做されるものである。

更に附言すると、前掲史料に見える「田方五町二反南方翁丸」は、成政入国以前は、「南方卅八町」⁽¹⁰⁾として城氏の所領で、かつてはその一部を内田刑部少輔（『織部介』）に翁丸四町次郎丸名三町宛行つた地であったが、ここに新に織部介を卅八町の新給人として知行せしめている。それは説明するまでもなく、城氏の在地支配権の弱化を企図すると共に、山上衆を自己の封建的家臣団の一員に位置付けて、旧城氏勢力への嚆矢とする企図であったといえる。

以上、小代氏・山上三名字衆への宛行状から佐々氏の対国衆策を考察したが、一応全国衆への基本的態度は、読みとりうるであろう。

先ず秀吉が、国衆の在地支配権を削減し、自己の封建権力に吸収化しようとして条件付きの本領恩給をなし、まがりなりにも国衆の経済基盤への安堵と、一揆蜂起への懐柔策を企図したが、むしろ国衆にとっては、在地性の否定として表れ、そのため一つの大きなギャップを生む結果となった。そのような情勢に、更に附加的に、第一に朱印高以下への減知政策、本貫地よりの遠隔散在知行形態、村を単位とする給恩であった。第二に、検地に立脚して田方畠方の区別をもって給恩関係を展開し、全面的な一円下地知行権は、単純なる年貢收取権者に転換された。

かくて肥後藩領の統轄権は、成政の掌中に歸し、常に上から下への恩を基軸に近世大名の地位を確立して行こうとするものであった。この点について、秀吉も深水三河入道への朱印状の中に⁽¹¹⁾

其国一揆等合蜂起之儀、陸奥守背殿下御下知、国侍ニ御朱印之面知行等不相渡、既及餓死付、無了簡仕立之由候、并在々検地儀申付、下々法度以下猥故、百姓等及迷惑企一揆敷、陸奥守仕様無御分別候事

近世初期肥後国衆一揆の構造

(以下略)

九月廿六日

深水三河入道とのへ

(秀吉朱印)

と述べて、成政の封建君主への上昇的傾向を看破している。

一方、かかる宛行形体が、国衆に如何に受理されたであろうかは、今更論ずるまでもなからう。かつては、戦国大名とルーズな關係にあって、在地領主化への動きを迫っていた国衆は、先ず経済基盤の喪失となって現われた。それは、本領安堵を前提に、秀吉政権に迎合的であった彼等の立場が全く破壊され、年来の野望たる地域的大名領主制形成への目途が寸断されたわけで、秀吉とのギャップが、更に倍加深化する結果となった。しかも成政が、次に述べるように封建君主として上昇する傾向を強くすればする程、その重圧を直接に受けねばならず、国衆を終局的段階にまで追いこんでいったのである。

次の史料は、この間の動向を直接語るものではないが、成政の政策を読みとりうる史料であるので揭示すると、

微妙公御直言

一或時末森後巻之儀、左門久越江御咄被遊候、我等親ながらも大納言殿出来合戦
二而候、佐々内蔵助は天下之望有之候ニ付、人数も知行高より過分ニ被致所持
候、惣而侍は他国之間之事ニ候間、免を少分ニ而も知行高多聞之候が宜候由被
申候、……(後略)

と、基本的政策の一端を披歴している。それによっても「天下之望」を有し、その手段として多数の家臣団を構成し、多額の扶持を給して、在地土豪層を制肘しようとする近世封建社会形成の基本的ルールを身につけていることがわかる。かかる政策が、肥後において強行されたことは至極当然であった。島津氏家老新納氏の伝えるところによると、

同年十月此夏太閤御開陣之節、佐々陸奥守成政江肥後一國被成下、隈本城ニ罷居、其外國人之城地等持留、人質差出為致降服者ハ、某之御朱印ニ而安堵仕候衆も不
少由候処、成政檢地申付、右之面々領地も不渡、加之自分妻之弟相良方江ハ、八
代七浦を令配分、其外百姓等迄非分申付、大坂江御届も不申上、隈部但馬守親泰
居城ニ取懸……(後略)

と、相良氏と姻戚關係を結び、八代七浦の給知を安堵して、肥後国全統轉
を手中にしようとしている。これに対し国衆は、前述のような安堵である
以上、一揆結合へと動いて行くのが至極当然である。その主謀者となつた
のが隈部氏である。隈部氏が「日来無如在」の故に「新知一倍」をも希
望したにも拘らず、佐々氏によって否定されたため、すぐ剃髮してレヂス
タンスをしたのは、前述の成政の政策と併考すると、より意義付けをする
であらう。

以上、一揆の直接的原因となつた「御朱印之面知行等不相渡」の内容と、
第二段階としてとつた、三年間檢地不施行の原則を強行せねばならなかつ
た理由と、その具体的内容が、ほぼ判明したのであらう。

一揆主導者であつた隈部氏が、国衆に呼びかけた謀書として「隈部有動
を亡し佐々殿の家来之侍どもの知行に可被遣との事ニ候⁽¹⁴⁾」と語り伝えら
れているが、成政の大名領国制形成の方向と、それへの反撥的態勢の動き
をよく伝えている。彼等国衆の目的は、秀吉政権そのものの打倒でなく、
先ず眼前の目的、分国大名打倒に向かつて行かねばならなかつた。そこに
は彼等が、かかる立場に追い込まれた根本的原因を追究することなく、
ただ本領安堵の一線のみにおいて一揆を行わねばならぬという一揆その
ものの限界と狭隘性が存在した。即ちあくまで旧來の地盤に立脚しよう
とする「古さ」が存在したのである。

註

(1) 小代文書(東京大学史料編纂所影写本)

(2) 右同様

一所玉名三百五拾町

一所石貫式拾五町

一所河徳拾式町

白間野之内

一所上長田式拾五町

一所下長田拾五町

此前領掌不可有相違之状如件

天文二十一月十日

義鑑(花押)

小代刑部少輔殿

(8) 例えば「封建領主制の確立」中の安良城氏の説明などがあげられる

(4) 小代文書

中尾跡伍町分之事、進判形之上者、於永々無他妨、知行肝要候、三池郡之内二
部八拾町分同新開四拾五町分事者、当之子細候之条、必連々可申談候、至実忠
者、領地等之事別而雖可申合候、配当之仁等数百人之儀候之条、賢察之前候、
猶年寄共可申候恐々謹言

卯月十七日

義鑑(花押)

小代 殿

(5) 右同様

(6) 菊池佐々伝記、肥後文献叢書卷四渡辺玄察日記

(7) (8) 内田家文書

(9) 右同様

三名字衆は佐々方に与し、国人衆の隈本城占拠を背後から攻撃したと伝えられ
ている。多分成政方につかせるための加増分であつたと思ふ。

(10) 右同様

伊倉之内

一所翁丸四町

円たい寺之内

一所上五町

親 賢

(11) 相良家文書六九五号

城刑部少輔殿

(10) 大日本史料第十一之九 五七頁

(11) 後編薩藩日記雜錄卷十二 新納忠元勲功記

(12) 肥後文獻書卷三 五八九頁

(五) 一揆の主體的勢力

この一揆は、普通檢地反對一揆であるといわれているが、その檢地に反對した階層は、秀吉より相良氏に宛てた朱印状⁽¹⁾によると、

去月廿九日九ヶ条之趣、今日廿六於京都具被加披見候、条々示越候段神妙思召候

一 其困一揆等令蜂起之儀、陸奥守背殿下御下知、侍二御朱印之面知行等不相渡、
既及餓死、無了簡仕候、并在々檢地俄申付、下々法度以下叢故、百姓等及迷惑、
企一揆敷、陸奥守仕様無御分別候事

(以下略)

右史料で判明するように、檢地が國人に与えた影響と共に、百姓に多くの迷惑を及ぼしたことを指摘している。その他多くの朱印状からも、国衆と百姓の二階層をもって、大名領国制形成への對抗軍事力となした。そして、百姓層がけっ起した因は、檢地及び法度の乱行による不満であり、国衆と共合して地域的連合形態をとったのである。

一般的に檢地は「小農民」自立策の意義を有していたといわれているが、この理論に従うならば、むしろ百姓層は、一揆へ不参加の立場をとらねばならぬであろう。それにも拘らず、檢地が、逆効果的なものとして受理されたのは、一体如何なる故であろうか。この点、鈴木・中村氏の如く、小農民階級による階級斗争であると考えられるには、些か早急に失するであろう。

そこで問題は、秀吉が指摘した百姓層が、現実には如何なる階層を指していたかという点である。この点を二三考えてみたい。

いま、實際の一揆勢力の構成を隈部氏にみると、「城村守戦記」⁽⁴⁾は次のように伝えている。

城府ノ城中ニ籠申人数之事

一 男女一万五千余

内男八千余女童七千余

一 侍数八百余

一 鉄砲八百三拾挺

内

七百三拾挺ハ方々持口手、百挺ハ浮武者ニ付

一 弓五百五張

内

四百五張者持口手方々之手当、百張者浮武者ニ付

右史料の伝えるところによると、籠城の主力は、一万五千余の男女と八百余の武士であった。この武士の中には浮武者が含まれている。菊池佐々伝記は、その頭目に、有働孫市・糸木宮内をあげている。また、その他同様に、伝記の中に和仁彈正の軍事力が、侍数七百五十余人で、和仁・迎春一族を主体勢力としているようである。この中にも浮武者が含まれていることを伝えている。浮武者の実体については全く不明であるが、侍が専門的武士層であったこと、彼等が一揆主導者に引率されている点より、非専門的な武士層で、常備体制下にあった地侍層ではなかったかと考えられる。先述した和仁氏の軍事力の一端を示すものとして、大友氏から小代氏に宛てた軍忠状⁽⁵⁾の中に、「先月廿八日三池上総介大津山美濃守迎春薩摩守和仁彈正忠東郷衆大野上総介田嶋宮内少輔吉弘但馬守以下之者、至当城取懸候之処、遂防戦敵數十人被討捕、大利之趣預注進候(後略)」とある。和仁氏の本拠城は、東郷莊田中城であったことからすると、東郷衆に

支えられていたことは明瞭である。この衆が、如何なる構造を有していたかは不明であるが、基本的には先述の山上三名字衆等と、相違はなかったと思う。その他、当時の対成政勢力をみると、隈部氏を支えたものとして、木場・神崎・高木・岡田・村神・山崎・大塚・出田・仲光・次賀山・池部一族であったと伝えられている。⁽⁶⁾ その数の真疑は別としても、多くの同族団に支えられていたことは指摘できる。かかる事例は、隣国豊後における田原氏が、黒田氏への反抗の場合も同様に、「親類寄控」⁽⁷⁾ に支えられていたのであり、これを中核として反領国体制に踏み切っている。

かような多くの事例からも、エネルギーの源泉は、親類寄控・衆の一族同族団であったと考えられる。そしてその衆の内部は、(一)で説明したように、非常に強固に秩序付けられた族縁的同族団であった。それ故に、全同族団あげて、一揆体制を構成することが可能になったわけである。その中には、在地から遊離した地侍層を含むと共に、いまだ在地に附着した地侍層―浮武者が存在したと考えられる。この点を明瞭にするために、近世初頭における階層状態より遡及して考察を試みる。

一 揆成敗後入国した加藤清正が、北里氏に宛てた文書によると、

定

一 国中一揆起候といへども、去年之儀は平百姓之分被成御免、御檢地被仰付上は、如前之罷上、耕作等無如在可仕事

一 平百姓一揆御赦免候上は、たがひ之諸道具取散候とも、いしゆいこん有間敷候、若此旨相背者於在之に、至隈本に可申儀候事

一 麦年貢定物成之所、我々直ニ相定、書付を在々肝煎に相渡候上は、少も可有別儀候、付り隈本へつめ夫之儀、拾石ニ一人づ、可出候、若不入候て、帰に所内に礼儀少も不可出事、在々質人出置替候時、礼儀に立寄候は、上使は不及申、百姓まで可為曲事、付りふしん道具薪等申付候時は、人夫数は百石に付て二人

づ、隈本へ持せ可越候、右条々相背候は、堅可令成敗者也、仍下知如何件

天正十六年後五月六日

北里参河守入道殿

同 左馬とのへ

加藤主計頭(花押)

右史料と、小早川氏に宛てた秀吉朱印状の中に「但百姓として、有働一類首をきり出候ニ付ては、百姓之儀は可被助置候敷、猶御上使に可被仰含事」といつている点より、一揆後の成敗策に子飼い大名たる清正を派遣して、国衆に敵罰主義をとったが、百姓に対しては、それを及ぼすことなく、全く元の如く還往帰農を命じている。そしてその上で、十石に一人の「詰夫役」と百石に二人の「普請役」の夫役負担と年貢負担の義務を負荷させている。しかも、前史料第一・第二条よりも判明するように、従来「諸道具」―農具を所有し、現実に耕作経営をなしていた階層で、一揆のために、渦中に巻きこまれた百姓層であった。即ち、彼等の生活母胎たる農村が、「非法」の故に生活権が侵害された場合、一致団結して、防禦せねばならぬ立場にあった半農半武的性格を具備せる階層で、有働一類に含まれる百姓のように、同族団に含まれていた階層であった点を示すものである。

かかる当時の農村構造を、天正検地帳から分析された安藤・宮川両氏の研究によると、旧来の名体制の持続を是認され、年貢夫役負担階層は、族縁的共同体の頂上に立てる「初期本百姓」であり、彼等は家父長的な農奴主的経営を行っていたと説明されている。筆者もまた、この点について、この論を展開するために二三分析を試みたことがあるので、その点について特徴のみ取りあげて考察を試みることにする。(詳細は別稿予定)

天正17年菊池郡深川村・水次村階層構成表

村名	深川村		水次村		をそのまま提示する。 の数字と異なるが、ここでは筆者の計算 対する比率 深川村の数字は宮川満氏の []は屋敷所有者層 %は全名請人に
	人	%	人	%	
1反未満	4[3]	10%	14[2]	31%	
5反未満	12[0]	32%	16[2]	34%	
1町未満	11[4]	32%	5[4]	11%	
2町未満	6[4]	15.6%	6[4]	13%	
2町以上	4[3]	10.4%	5[5]	11%	
計	37[14]		46[17]		
	最高 5町12歩		最高 8町1反1畝16歩		
	平均 1町7反		平均 1町2反		
	屋敷所有率35%		屋敷所有率35%		

右データの菊池郡深川村⁽¹¹⁾は、菊池氏十八外城の拠点として、菊池氏が居城せる村であり、国衆一揆の主力的地盤であった村である。水次村も同様に、それに隣接した地である。それ故に、この両村とも一揆の影響を甚大にうけた地であるが、それにも拘わらず、右データの示すように、二町以上に互る階層が、おのおの十%以上見られる。平均所有規模は一町以上をこえる規模であり、屋敷登録人も大体三五%と、先進地帯に見られない様相である。これらの名請人の中には、宮川満氏が指摘されるように武士の名前を多く見出し、また水次村庄屋の如きは、八筆に及ぶ多筆屋敷所有者が存在する。双方の村共、最高登録規模面積は、五町余と八町余で、各々庄屋がその位置を占めているが、中には深川村には「南福寺」

近世初期肥後国衆一揆の構造

「大工」「宮内」の如き非生産的な名前も見出す。また深川村には分附関係を見出すが、その中の一つをあげると、「大工」と「宮内」である。これら両者の関係は、「宮内」が同村内に別に所領を有し、隣村赤星村にも有することからすると、分附相互に隷属的關係を設定することは到底不可能である。更に、深河村検地帳に、「今村庄屋」なる名請人が存在しているが、彼が名請している耕地の字名は、全て「今村方」で、しかも上田ばかりである。この「今村」なる名前は、水次村の中に「今村分」または字「今村」なるものを見出す。これら「今村庄屋」「今村方」「今村」「今村分」の四者は、何かそこに一連の關係が存在することが予測される。大体、近世において行政村として発足する場合には、旧来の「名」の名前を附す場合が多いといわれているが、前述の四者はかかるケースと同一なものではないかと考えられる。かつ菊池十八外城の一つの戸崎城主に、今村鹿島氏代々住居とあるが、前述の「今村」は、今村鹿島氏と關係があるのではなからうか。(むしろ今村氏の開発名主権の存在を意味する素材ではないだろうか)或いは合志家臣団にも、また阿蘇氏の社領の中にもその姓が見出されることより、「今村」は、少くとも上級の名主層ではなかったかと考えられる。それ故にかかる社会経済的優位性が、「庄屋」としての村役人に位置付けられたのであろう。

かように、経営規模、武士的名前、分附關係、耕地所在地名等から考察をすすめると、この天正検地帳に現われた名請人の性格には、旧来の名体制の残存が認められるわけで、旧来の半農半武階層の帰農を考えることができる。

また(2)で分析の主対象とした山上三名字衆の場合にも、慶長九年には、

屋敷が多筆の五反乃至七反に及ぶ名請人をも見出す。しかもそれらは、二町以上に亙る耕作規模で、その経営形態からすると、原田敏丸氏が説明されるように、名子労働に依存した本百姓層であった点は、天正初期に於ける前述の牛嶋氏のなかに見える二乃至十町に及ぶ階層と、有無相通するものがある。その点を如実に示すものとして、例えば深川村に登録されていた「南福寺」は、出田村に六反の耕地を有したが、これが太閤検地によって、

今度御検地ニ付、菊池郡之内菊池田上出田村作抱之事、如先々申付候条、以来之儀可百姓之事、為其一筆如此候、如件

天正十六年五月廿一日

出田村南福寺 小出甚助判⁽¹⁹⁾

と、旧来の作職権が、そのまま耕作権にまで延長されている。これらの点から考えると、検地帳名請人の性格は、ほぼこの「南福寺」の例に従う性格のものであったといわねばならぬであろう。次に、これらの名請人をリードした階層であるが、勿論「庄屋」「肝煎」「おとな百姓」であろうが、「庄屋」については、先に指摘したので、「肝煎」の場合を見るに、前掲した北里文書の中にも「肝煎」が年貢夫役の采配権を有したことが判明するし、また南関城代加藤清兵衛より関村百姓中に宛てられた年貢未進なきよりの文書の追而書には「追而申遣候在々人足之儀、此方にて死候走候伴と申候而、かはり人足おそく越候は、帰朝次第おとな百姓共可成敗候、以上」と、「おとな百姓」に夫役徴収の最高責任をとらせている。これらの階層は、例えば「肝煎」の如きは、前述の水次村検地帳においては、居屋敷七筆を有するに反し、耕作地は二反にすぎない状態である。このことを現状に即していえば、単に土地所有の多寡のみによっては、律しえない現

実の力関係を考慮に入れねばならぬ農村社会。旧来の農村社会体制の延長と解せねばならない。即ち(二)で取り扱った牛嶋寄合中の場合における「三郎左衛門」の如き階層で、国衆との間に被官関係を設定して、漸次在地より遊離化しつつあった地侍層ではなかったのだろうか。安藤氏は、菊池郡赤星村——赤星氏代々居宅の存在地であるが——に「ろう人弥右衛門」「ろう人久兵衛」が登録されている点を指摘されているが、この「ろう人」は、国衆及び被官が一揆により処分された階層で、一揆蜂起の危険性を回避するために、直後に帰農化することを禁止され、人畜より除外された階層である。それは、多分秀吉が有動・隈部一族類党に及ぶ刎首・誅罰を命じたことより生じた「ろう人」層であつたらうが、それにも拘らず、検地帳上に名請人としてあらわれていることは、先の「肝煎」の場合と同様な社会的地位の地侍層であつたことを証左するのである。

以上の如く、旧来の名体制と検地帳上の農村構造の兩者、そして秀吉が一揆平定後、百姓をそのまま還住させたという法令に従うならば、検地帳上に登録された百姓層は、旧来族縁的共同体内において、軍役の負担及び「寄合中」のインシアティブを把握していた半農半武階層で、一揆の結果として武士的性格を喪失し、帰農した百姓。初期本百姓」をその筆頭とし、それらの田畠を耕作していた百姓層であり、作職権認知にもなつて検地帳上に名を列したと考えられる。とすると、清正の指摘した「平百姓」層は、史料上は初期本百姓を含む以下耕作農民層と同一階層であるといえるが、しかし現実には、検地帳分析よりも判明したように、一町以下の階層が畿内地域と比較して少数であつた点、政治経済的に大きなウエイトを有していたことより、「初期本百姓」「旧来の名主層」を中心とする「平百

「層」を想定した方が適切ではなからうか。それ故に彼等が、十石に一人の夫役の負担を、可能にしたのではなからうか。

即ち、「百姓」―「平百姓」―「初期本百姓」を中心とする耕作農民という一つの階層的系譜關係を設定することが可能になるのである。

以上の諸点より、最初に揭示した「城村(隈府)守戦記」中にみえる「浮武者」の性格全貌が不明にしても、如何なる階層のものであったか、或いは「武士」層が如何なる在地基盤に立脚していたかは、漠然とながら判明するであろう。

それは「衆」・「親類寄揆」・「寄合中」の「同族団」が、あげて一揆体制を構成したために生じた「浮武者」地侍層であり、同族団の主要構成メンバーであった名主層であつて、秀吉が指摘した百姓層にも該当する階層であつた。そして、それら「浮武者」・「武士」に引導された一万五千余の男女が、一揆の主体的勢力となつていたといえよう。

以上のように考察を進めて来ると、この百姓層が、一揆に立ちあがつた理由も当然うなずけるのである。その理由は、かつて自治的共同体としての機能を有していた「衆」・「寄合中」が、大名権力によって支配単位としての機能に転換せざるをえなかつたこと。換言すると第一の原因は、近世大名領国法が、彼等農民層にとつて、旧来の自治的共同体を破壊する「非法」であつたことに求められるであろう。更に第二に、農業経営の实体把握への懸念、土地所有権の否定に求められるであろう。しかも彼等は、事実上の農村推進力であり、政治経済的位置においても、つねにその下にある農民層を規制することができる立場にあつた。また一方、「寄合中」や同族団の代表者を通じて政治的連繫をなし、その庇護下に共同体的生活が可能であつた階層であつた。それ故に一揆への地侍層を含む全村

あげての結合は、現実の生活体形から戦時体制へとスイッチすることができるシステムを、農村社会に強固に粹付けていたことに求められるよう。

かかる農村の動きに対し、国家もまた前述のような「寄合中」「親類寄揆」を母胎とする以上、利害關係の共通性は当然といえるであろう。

以上のように論推すると、封建大名に反抗したエネルギー「秀吉の指摘した「国家百姓等」の内容は、国家・地侍・百姓共の旧来の秩序においてのエネルギーであり、古いウクライドに規定された在地構造と共に、一揆の主体的勢力構造の「古さ」をよく物語っていると見える。いわば、後進地一揆形態の特徵的構造といえよう。

このことこそ、よく指摘され秀吉政権の「新しさ」と比較される「古さ」であり、その「古さ」が淘汰される過程において生じたのが、この一揆であると考えられる。またこの性格こそ逆に裏をかえすと、一揆敗退の因の一つにもなつた。既に中村吉治氏は、²⁴⁾中世農民一揆の研究の中で、村そのものの分解の限界と族団共同体のもつ性格に敗因を求めねばならぬと指摘されたが、まさにこの一揆は、その事例を示すものといえるのではなからうか。また敗因の第二点は、在地内部に、漸次同族団の羈絆から逸脱して、「地下衆」として独立しつつある階層があつたことを先に指摘したが、そのことが、端的にこの一揆に具現したのである。例えば、²⁵⁾大津山・和仁・隈部氏が、自己の老臣及び一族から返忠をうけたことや、佐々成政が、危く隈本城へ帰陣しえたのは、阿蘇氏の譜代家臣たる早川・猿渡・高森・北里氏の返忠によるものであつた。²⁶⁾或いは、和仁氏一族であつた辺春氏は「本領の上に和仁が領知を行使すべし」の成政よりの領知給与策にて離脱し、先の阿蘇家臣もこの手で離脱し、或いは先述した小代氏

も加増策にて契諾から分離したのである。これらの点からも、国衆内部における分裂が如何なる方向にあったかをよく物語るのである。それは、族団の庶子的立場におかれていた国衆や、中小名主等の階層が、封建支配そのものに對する自己解放の挑戦としてではなく、国衆に引具されたの反抗である以上、彼等の独立経済基盤の獲得が確實視すればする程、族的紐帯から分離しようとする動きを一揆体制そのものの内部に内包していたのである。そこに、国衆一揆が徹底せず、分裂して行く原因が内在していたのである。むしろ逆に、近世封建社会が形成されるにつれ、反農民的立場にまわり、近世大名の被官化への途を急ぐと共に、自己の成長して来た母胎を、大名領国制の組織に投入せしむる結果となり、ひいては近世郷村制形成のスムーズな展開を助長するはめになった。

註

- (1) 大日本古文書家わけ相良家文書六九五号
- (2) 安良城盛昭氏・宮川満氏の太閤検地に關する諸論文
- (3) 中村吉治氏・鈴木良一氏前掲書
- (4) 肥後古記集覽(東京大学史料編纂所蔵本)
- (5) 小代文書
- (6) 菊池佐々伝記
- (7) 続大友史料一 田原文書二五
- (8) 北里家文書
- (9) 小早川文書四八八号
- (10) 安藤精一氏「近世初期肥後農村の社会構成」(経済理論第九号) 宮川満氏「太閤検地論II」
- (11) 熊本県立図書館蔵、菊池郡深川村検地帳、並びに水次村検地帳による。深川村は、菊池氏代々の居城菊池城の在せる地である。
- (12) 宮川満氏「太閤検地と家族構成」(ヒストリア第十一号)
- (13) 肥後文献叢書卷三菊池風土記十八外城の図

- (14) 北岡文庫蔵「天正八年合志氏家中諸侍中江坪付之事写」
 - (15) 阿蘇家文書卷一、文明十一年阿蘇社領検見帳
 - (16) 慶長九年東門寺村検地帳
 - (17) 原田敏丸氏「肥後藩に於ける労働力の構成」(農村構造の史的分析)所収
 - (18) 肥後文献叢書卷三菊池風土記
- 関白様今度肥後国為御検地阿波守被仰付御下向ニ付菊池郡之内出田村南福寺業師領六反分之内田畠之儀阿波守ニ理申処先々被申付候然上は天下之御検地之儀ニ候条御国主被仰付候共業師領之儀不可有異儀候為其如此也
- 天正十六年五月廿六日
森勘右衛門尉判
- (19) 右同様
 - (20) 肥後国誌上六一六頁
- 猶々此方之儀可心安候目出度来春歸朝候而可面談候長々在陣候共其方退屈有ましく候
- 追而申遣候在々人足之儀此方にて死候走候杯と申候而かはり人足おそく越候は
- ↳ 歸朝次第おとな百姓共可成敗候以上
- 石村道祐赤坂喜左衛門坂下村四郎兵衛何も手状披見候留守之儀方端精を入候由具聞届満足弥無油断標百姓中へ可申聞候此表之儀御無事大形相済候先当年中は可為御在陣候来春さと可為御歸朝之旨其心得尤候其方年貢等之儀随分馳走可仕かしこ
- 清兵衛直政(花押)
- (21) 関村百姓共
 - (22) 安藤氏前掲論文
 - (23) 拙稿「加藤清正の国衆対策」(九州史学第十号)を参照されたし
 - (24) 右同様
 - (25) 中村吉治氏「中世の農民一揆」
 - (26) 菊池佐々伝記
 - (27) 肥後文献叢書卷四渡辺玄察日記

(四) むすびにかえて

近世初頭における検地反対一揆、そして後進地帯における国衆一揆の二つのモデルケースとして取りあげたが、史料の欠如と軽率な論断のため

に、多くの誤りをおかしていると思うが、一応まとめの意味で概括をしておく。

筆者は、主として秀吉が一揆の原因として指摘した、知行と検地の二方向から分析を試みたわけであるが、その結果「国衆百姓等一味同心」による一揆が、如何なる構造に立脚していたか、漠然とながら判明した。

それは、鈴木・中村両氏や、安良城氏が「太閤検地の歴史的意義」⁽¹⁾の中で説明される「国人・在地主豪層・名主による一揆」で「名主の小農民支配の解消及び名主的占有耕作縮少の結果を生み出し、名主が名主としての階級的地位の否定、名主が百姓化し、農奴に転落せざるをえない結果として生み出し、そこに太閤検地に対する反撃がなされる」と説明され、或いは宮川満氏が「太閤検地論Ⅱ」の中で「名主百姓による検地反対一揆」と説明され、両氏とも名主・名主百姓による一揆であることを強調されている。また、国人・名主階級によるものであると説明されながら、何故両者が結合したか、或いは単に二者のみの一揆であったかどうか、名主層の具体的構造、農村構造の具体的分析が欠如されたままに、前述のような理論的速断をなされたのである。

かかる点についての一々の細密な分析が必要であるが、筆者の分析した範囲内で、この一揆の性格を規定するならば、むしろ「寄合中」「衆」等の族团的結合に支えられた国衆が、年来の欲求であった自己封建領主化への途をシャットアウトされたこと、そして、それに強固に結合されている有力名主層、及びそれを支える名主層以下の同族团的総メンバー、即ち全農民層あげて行われた一揆であった。しかも、それはあくまで対分国大名の形にて進行されているものであり、直接に織豊政権打倒を目指したものでなく、眼前の旧領安堵が第一の目的であったといえる。彼等は、そのよ

って来る本質的原因を追究する段階にまで到達しえず、自己の権力体制を総動員して、立ちあがらねばならなかった限界を有していたのである。勿論、名主層下の農民については、直接的な関係を有するものではなく、この段階においては、国衆及び有力名主層・名主層が、彼等農民の代弁者的存在であって、地侍層の指導下において「惣」的結合の全体的行動を通じなければ、彼等の解放は不可能であった。

しかし、かかる全体的な行動の中において、族团共同体の解体、即ち郷村制への歩みが著しく促進された点においては、封建制それ自体としての相対的進歩の意義を考えねばならぬであろう。ここに、一般的に規定される肥後国検地の反動的、保守的性格の意義も、より意義付けされるであろう。かくて此後、国衆は近世大名家臣団の中に上昇転化されると共に、その反面逆に、地侍層は耕作農民層に圧縮されて行き、更に農村構造を複雑にして行くのである。

以上、史料の制約と愚考のために、所期の目的とは遙にずれた論旨となり、或いは大きな誤認を侵した点もあるだろうと思う。先学諸氏の忌憚なき御叱正と御指導をお願ひして擲筆することにす。

註

- (1) 安良城氏前掲論文
 - (2) 宮川満氏前掲論文
 - (3) 拙稿「加藤清正の国衆対策」(九州史学第十号)を参照されたし
- 付記

この論をかくに当って懇切なる御指導を賜った竹内・筋内・楢垣先生並びに熊本大学原田・森田・杉本・中村先生、学兄富田潤之・前田哲之助兄に対して紙上をかりて厚く御礼を申し上げます。なお論文をかくに当って発表の機会を与えられた社会経済史学会九州部会・史学会・九州文化史研究所に対して本紙掲載への遅延のおわびと御礼を申し上げます。なお本論は文部省科学助成費「藩政成立史の総合的研究」の一端でもあることを記しておく。